ももりんの国民年金ガイド

2025.4

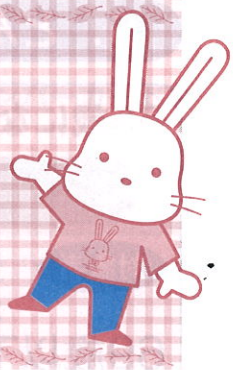

発行　福島市役所国保年金課　〒960―8601　福島市五老内町３番１号　☎024(525)3738

公的年金である「国民年金」・「厚生年金」は、現役時代に保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

1．どんな仕組みになっているの？

「国民年金（基礎年金）」は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。
加入期間や支払った保険料に応じて基礎年金が受け取れます。
「厚生年金」は、会社員などを対象とし、基礎年金に上乗せして受け取れます。

【１階部分】
20歳から60歳になるまでのすべての方が加入します。

【２階部分】
職場を通じて加入します。

厚生年金

国民年金（基礎年金）

種　別	第１号被保険者	第２号被保険者	第３号被保険者
職　業	自営業・農林漁業者・無職・学生等	会社員･公務員等の厚生年金に加入されている方	厚生年金の加入者に扶養されている配偶者
窓　口	市役所	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納付	ご自身で納付します。	給料から天引きされます。	被用者年金全体の保険料拠出により負担

2．国民年金の保険料はいくら？

月額 17,510円（令和７年度）

一括前払い（前納）や早割制度を利用すると保険料が割引になります。
詳しくはお問い合わせください。

3．どうやって納めるの？

・日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）及びコンビニエンスストアのいずれかで納めてください。
スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決裁や電子納付（ペイジー）も利用できます。
・口座振替やクレジットカードも利用できます（年金事務所に事前申込が必要です）。

4．第１号被保険者が年金を増やす方法は？

●付加年金： 定額保険料に付加保険料 **月額400円** をプラスして納付する。

老齢基礎年金に 200円×付加保険料納付月数が、年額に毎年上乗せ されます。

例）……　10年間納めると　納付額　400円×10年間（120月）＝48,000円
上乗せ額（年額）　200円×120月＝24,000円

１年目24,000円、２年目も24,000円、３年目も24,000円の上乗せが生涯続きます。

○国民年金基金…詳しくは「国民年金基金」☎0120-65-4192へお問い合わせください。

5．どんな年金（給付）があるの？

※令和７年４月からの金額

65歳になったら・・・

老齢基礎年金

対象者 受給資格期間（10年間）を満たした原則65歳以上の方

20歳から60歳まで40年間保険料を全額納めると…

69歳以下　831,700円（年額）

70歳以上　829,300円（年額）

＊納付した期間などが短ければ減額されますが、一生涯支給されます。

＊受給資格期間には、免除期間や納付猶予、学生納付特例の期間、第3号被保険者の期間及び合算対象期間などを含みます。

死亡したとき・・・

遺族基礎年金

対象者 生計を支えていた国民年金第1号被保険者の方や、受給資格期間25年以上を満たした方の遺族

子がいる妻(夫)…69歳以下　1,071,000円(年額)

70歳以上　1,068,600円(年額)

子のみ……831,700円(年額)

＊子とは18歳になった年度の３月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級１級または２級の状態にある方をさします。

病気やけがで障がいが残ったら・・・

障害基礎年金

対象者 国民年金加入中や20歳前に、医師の診療を初めて受けた（初診日）病気やけがが原因で重い障がいが残ったとき

１級…69歳以下　1,039,625円（年額）

70歳以上　1,036,625円（年額）

２級…69歳以下　831,700円（年額）

70歳以上　829,300円（年額）

＊国内在住で年金制度に加入していない60歳以上65歳未満の方を含みます。

＊初診日の前日に納付要件を満たしていること。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、年金収入とその他の所得の合計額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。

（例）老齢基礎年金受給者：5,450円（月額）

障害基礎年金受給者：１級6,813円、２級5,450円（月額）

遺族基礎年金受給者：5,450円（月額）

＊老齢基礎年金受給者は、さらに65歳以上で同一世帯全員が非課税であることが支給の要件になります。

＊支給には申請が必要となります。

◎その他、年金（給付）には、特別障害給付金、寡婦年金、死亡一時金などがあります。

◎詳しくは国保年金課、年金事務所までお問い合わせください。

※令和７年度の年金額は、法律の規定により前年度から1.9%の引き上げとなります。

※「70歳以上」に該当する方は、昭和31年４月１日以前に生まれた方になります。

※令和7年度の上記の給付金は、法律の規定により前年度から2.7%の引き上げとなります。